

平成22年度 刈羽村制度融資概要

刈羽村 産業政策課

○ 地方産業育成資金(新潟県の制度変更にあわせる)

融資対象者	村内で事業を営む中小企業者で、村税の納付状況が良好なもの
資金用途	運転資金、設備資金
貸付限度額	1,000万円
融資利率	新潟県地方産業育成資金貸付規程に定める利率による。
融資期間	運転5年以内 設備7年以内(据置6ヶ月可)
担保・保証人	金融機関の定めによる
信用保証	必要により信用保証付きとする。 信用保証料の50%を補給
摘要	刈羽村商工会の認証を受ける。

○ 産業活性化資金

融資対象者	村内で事業を営む中小企業者で、村税の納付状況が良好なもの
資金用途	運転資金、設備資金
貸付限度額	5,000万円(運転資金、設備資金の合計額で)
融資利率	融資期間5年以内の場合 2.3% (信保付の場合 1.8%) 融資期間5年超の場合 2.5% (信保付の場合 2.0%)
融資期間	10年以内 ※経営の悪化している業者については最大1年の据置期間の設定可能 ただし、平成23年3月31日までとする
担保・保証人	金融機関の定めによる
信用保証	必要により信用保証付きとする。 信用保証料の補給 申込額1,000万円以下 50%を補給 申込額1,000万円超 20%を補給 ※国の緊急保証制度(5号要件)の認定を受けて借入れたものについては 金額にかかわらず100%の補給とする。ただし、平成23年3月31日 までとする
摘要	刈羽村商工会の認証を受ける。 村は、融資金額の1/3を預託する。

設備近代化資金

融資対象者	村内で事業を営む中小企業者で、村税の納付状況が良好なもの
資金用途	設備資金
貸付限度額	3,000万円
融資利率	融資期間5年以内の場合 2.3% (信保付の場合 1.8%) 融資期間5年超の場合 2.5% (信保付の場合 2.0%)
融資期間	10年以内
担保・保証人	金融機関の定めによる
信用保証	必要により信用保証付きとする。 信用保証料の補給 申込額1,000万円以下 50%を補給 申込額1,000万円超 20%を補給
摘要	刈羽村商工会の認証を受ける。 村は、融資金額の1/3を預託する。 前年返済済み利子の1/2を補給する。

○ 県融資制度「セーフティネット資金(経営支援枠・緊急保証要件)」を借入れた村内中小企業者については、信用保証料を100%補給する。ただし、平成23年3月31日までとする。